

平成十六年十月二十二日受領
答弁第一六七号

内閣衆質一五九第一六七号

平成十六年十月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員長妻昭君提出随意契約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出随意契約に関する質問に対する答弁書

一について

国が締結する売買、貸借、請負その他の契約については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項において、公告して申込みをさせることにより競争に付することを原則としつつ、同条第四項及び第五項において、随意契約による場合について定めている。すなわち、同条第四項において契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては随意契約によるものとし、同条第五項において契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては随意契約によることができることとしている。そして、同項の規定に基づき予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第九十九条等において随意契約によることができる場合を定めており、国の支出の原因となる契約に関し、その内容を示せば、別紙一のとおりである。

ただし、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定その他国際約束の適用を受ける国の締結する契約については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和

五十五年政令第三百号) 第十二条において随意契約によることができる場合を限定しており、その内容は、別紙二のとおりである。

二について

平成十五年度における国の支出の原因となる契約（国会及び裁判所の契約並びに契約の内容を確認するため必要な行政文書が捜査機関により押収されている契約を除く。三についてから五についてまでにおいて同じ。）のうち、緊急の必要により競争に付することができない場合における随意契約（契約書の作成を省略したものを除く。）は、四百七十七件である。これらのうち行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）における不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、当該契約に関する情報を開示することが適当でないと行政機関の長が認めたもの以外の契約で契約金額の多い順に百の契約について、発注した部局、発注内容、契約金額、発注時期、契約業者、随意契約とした理由及び妥当性を示せば、別表第一のとおりである。

三について

平成十五年度における国の支出の原因となる契約のうち、競争に付することが不利と認められる場合に

おける随意契約（契約書の作成を省略したものを除く。）は、八百九十四件である。これらのうち情報公開法における不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、当該契約に関する情報を開示することが適当でないとして行政機関の長が認めたもの以外の契約で契約金額の多い順に百の契約について、発注した部局、発注内容、契約金額、発注時期、契約業者、随意契約とした理由及び妥当性を示せば、別表第二のとおりである。

四について

平成十五年度における国の支出の原因となる契約のうち、契約金額が千円以上の随意契約（契約書の作成を省略したものを除く。）は、二万九千二百五十五件である。これらのうち情報公開法における不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、当該契約に関する情報を開示することが適当でないとして行政機関の長が認めたもの以外の契約で契約金額の多い順に百の契約について、発注した部局、発注内容、契約金額、発注時期、契約業者、随意契約とした理由及び妥当性を示せば、別表第三のとおりである。

五について

平成十五年度における国の支出の原因となる契約のうち、随意契約（契約書の作成を省略したものを除

く。)の件数を示せば、別表第四のとおりである。

六及び七について

国の契約は、貴重な財源を用いるものであることから、法令の規定に従い、公正かつ厳正な手続の下、国にとって最も有利な契約を行うことが必要であると考えられ、このような観点から適当でない認められる随意契約には問題がある。

これまで問題のある随意契約を締結したことがあるかという点については、会計検査院において実施している会計検査や、総務省において実施している行政評価・監視等により、特段の理由もなく少額の調達に分割して随意契約としているものがあること等の問題点を指摘されてきたところであるが、各府省等においてはその指摘を踏まえ適切に対処してきているところである。

いずれにせよ、法令の規定に従い、公正かつ厳正な手続の下、国にとって最も有利な契約を行うことが必要であると考えている。

別紙一

○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の第三五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 六 （略）
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 十四 （略）
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 （略）
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。

二十一～二十二 (略)

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 (略)

第九十九条の二 契約担当官等は、競争に付しても入札者がなく、又は再度の入札をしても落札者がなく、又は、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第九十九条の三 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

○予算決算及び会計令臨時特例 (昭和二十一年勅令第五百五十八号)

第四条の八 第四条の二第一項の規定による競争に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、令第九十九条の三及び令第九十九条の四の規定に準じて随意契約によることができる。

第五条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十九条の三第五項の規定により、他の法令に定めるもののほか、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

一 法令による価格の額の指定のある場合における当該物品の買入若しくは売払、法令による賃貸料の額の指定のある場合における当該物品の貸付若しくは借入又は法令による加工賃の額の指定のある場合における当該物品の加工について契約をなすとき

二～八 (略)

九 飼料需給安定法 (昭和二十七年法律第三百五十六号) 第三条に規定する飼料需給計画を実施するため、急速に輸入飼料を買い入れる必要がある場合において直接に輸入業者から輸入飼料を買い入れるとき

十～十二 (略)

別紙二

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）

（随意契約によることができる場合）

第十二条 特定調達契約につき会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、予決令第九十九条第十八号に掲げる場合並びに予決令第九十九条の二及び第九十九条の三並びに予決令臨時特例第四条の八（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により随意契約によることができるものとされる場合に限るものとする。

別表第一

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
1 国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	牛首別川左岸牛首別第二橋門下流地先緊急災害復旧工事	401,100,000	平成15年10月16日	宮坂建設工業株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
2 国土交通省	北海道開発局室蘭開発建設部	二風谷ダム平取町二風谷地先緊急災害復旧工事	367,500,000	平成15年9月1日	株式会社小林組	台風に伴う豪雨によりダム貯水池に大量に流れ込んだ流木を撤去する応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
3 国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	十勝川左岸網岡地先緊急災害復旧工事	322,350,000	平成15年10月15日	株式会社遊佐組	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
4 国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川二郷地区緊急復旧工事	298,200,000	平成15年9月12日	若生工業株式会社	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
5 国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川西福田・鞍埤地区緊急復旧工事	286,650,000	平成15年9月2日	石堂建設株式会社	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
6 国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川川下竹谷地区緊急復旧工事	283,500,000	平成15年9月12日	日建工業株式会社	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
7 国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川古館地区緊急復旧工事	269,850,000	平成15年9月12日	株式会社瀬戸工業所	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
8 国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川本間塚その四・小台地区緊急復旧工事	233,100,000	平成15年9月17日	丸か建設株式会社	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
9 国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	下幌辺川右岸浦幌導水門下流地先外緊急災害復旧工事	217,350,000	平成15年10月16日	徳井建設工業株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であったため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
10 国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	礼作別川右岸礼作別橋下流地先緊急災害復旧工事	215,250,000	平成15年10月16日	萩原建設工業株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であったため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
11 国土交通省	近畿地方整備局	大滝ダム白屋地区対策施設設置工事	198,450,000	平成15年7月3日	株式会社熊谷組、日本国土開発株式会社、大豊建設株式会社	大滝ダム試験湛水により発生した白屋地区の地すべり対応の一環として住民の居住への不安を取り除くために一日も早い移転が必要であり競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
12 国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川木間塚その三地区緊急復旧工事	190,575,000	平成15年9月5日	株式会社金原土建	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であったため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
13 内閣府	防衛庁海上自衛隊	経道2号(艦船用・免税)	185,504,550	平成15年10月16日	伊藤忠商事株式会社	部隊運用上、定保港以外において速やかに燃料を補給する必要性が生じた案件で、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
14 国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	十勝川右岸礼作別川合流点地先緊急災害復旧工事	184,800,000	平成15年10月16日	西江建設株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であったため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
15 国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川砂山地区緊急復旧工事	176,400,000	平成15年10月3日	澤田建設株式会社	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であったため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
16 国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	十勝川左岸ウツナイ橋門下流地先緊急災害復旧工事	157,500,000	平成15年10月16日	株式会社新妻組	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であったため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
17 国土交通省	北海道開発局空門開発建設部	一般国道235号門別町鹿熊橋緊急災害復旧工事	144,900,000	平成15年9月28日	株式会社出口組	台風災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であったため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
18	国土交通省 東北地方整備局	鳴瀬川木間塚その二地区 緊急復旧工事	126,000,000	平成15年10月3日	株式会社村田工務所	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
19	国土交通省 東北地方整備局	鳴瀬川木間塚その一地区 緊急復旧工事	126,000,000	平成15年10月1日	株式会社丸本組	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
20	国土交通省 北海道開発局帯広 開発建設部	下頃辺川左岸豊穂橋上流 地先外緊急災害復旧工事	117,915,000	平成15年10月15日	斉藤井出建設株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
21	国土交通省 東北地方整備局	鳴瀬川水系堤防調査等業 務(その二)	117,600,000	平成15年9月10日	基礎地盤コンサルタ ツ株式会社	地震により受け入れた被害の緊急復旧のための堤防調査であり、緊急に実施する必要がある業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
22	国土交通省 北海道開発局帯広 開発建設部	十勝川右岸大津樋門下流 地先緊急災害復旧工事	104,160,000	平成15年10月15日	西間建設株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
23	国土交通省 北海道開発局帯広 開発建設部	牛首別川右岸豊野牛橋上 流地先外緊急災害復旧工 事	102,900,000	平成15年10月15日	株式会社北土開発	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
24	国土交通省 北海道開発局室蘭 開発建設部	一般国道336号えりも 町斜面崩壊調査検討業務	98,700,000	平成16年2月2日	パシフィックコンサル ツ株式会社	斜面崩壊災害の原因究明のため、地質調査及び復旧工法の検討を行うものであり、緊急に実施しなければならぬ業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
25	国土交通省 北海道開発局室蘭 開発建設部	日高自動車道苫小牧市特 川嵩築橋復旧工事	76,440,000	平成15年10月15日	株式会社横河フレッ ツ	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
26	国土交通省 北海道開発局帯広 開発建設部	浦幌十勝川左岸十勝太樋 門地先外緊急災害復旧工 事	75,600,000	平成15年10月15日	株式会社伊豆倉組	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
内閣府	防衛庁管理局	自衛隊によるイラク人道復興支援活動の実施に係るイラク国内向け広報施策の委託	73,370,850	平成16年2月17日	財団法人日本広報センター	自衛隊のイラク派遣に伴う要件で、限られた期間内に速やかに契約を締結する必要があり、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	深川留南自動車道沼田町沼田法面工事	72,135,000	平成15年12月28日	養中建設株式会社	切り土法面 ^{の1)} アンカーに破断現象が発生し、土砂崩落の危険回避のため緊急に施工しなければならぬ工事であった。競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	清真布川東6線上流地先堤防緊急復旧工事	69,930,000	平成15年10月15日	華野作工株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であった。競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	十勝川下流域築堤土質調査業務	66,150,000	平成15年10月24日	株式会社ドーコン	地震により受けた被害の応急復旧のための調査業務であり、緊急に実施しなければならぬ業務であった。競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	一般国道336号豊頃町十勝河口橋復旧工法検討業務	65,100,000	平成15年10月24日	株式会社ドーコン	地震により受けた被害の応急復旧のための調査及び検討業務であり、緊急に実施しなければならぬ業務であった。競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局室蘭開発建設部	一般国道235号門別町龍能橋橋脚旧調査設計業務	63,000,000	平成15年8月28日	株式会社ドーコン	台風により受けた被害の応急復旧のための調査及び設計業務であり、緊急に実施しなければならぬ業務であった。競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	東北地方整備局	釜谷堤防緊急復旧工事	60,900,000	平成15年8月4日	株式会社山内組	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であった。競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	十勝川下流右岸築堤天端及び法面 ²⁾ トラス架設作業	57,330,000	平成15年10月10日	西間建設株式会社	地震の発生に伴う築堤の被災により、二次災害発生のおそれがあることから、緊急に作業しなければならぬ。競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
国土交通省	東北地方整備局	地震による被災箇所地質調査	56,175,000	平成15年9月10日	応用地質株式会社	地震により受けた被害の緊急復旧のための堤防調査であり、緊急に実施する必要がある業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
総務省	大臣官房会計課	第43回衆議院議員総選挙に係る投票票速報システムメンテナンス端末機等の運用支援	55,816,110	平成15年10月10日	東芝ソリューション株式会社	衆議院解散後、至急調達する必要があるため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局釧路開発建設部	平成15年十勝沖地震根室港外1号災害応急対策業務	54,705,000	平成15年11月17日	パブリックコンサルタンツ株式会社	地震により受けた被害の応急復旧のための調査及び検討業務であり、緊急に実施しなければならぬ業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川緊急補修工事	49,980,000	平成15年9月5日	鈴木建設株式会社	地震災害に伴う堤防の応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局釧路開発建設部	平成15年十勝沖地震釧路港災害応急対策業務	48,615,000	平成15年11月17日	北日本港湾コンサルタンツ株式会社	地震により受けた被害の応急復旧のための調査及び検討業務であり、緊急に実施しなければならぬ業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
農林水産省	大臣官房経理課	農業経営統計調査(月次入力処理)集計プログラムの開発業務	46,200,000	平成15年10月10日	株式会社日立製作所	一般競争に付したところ、開札後に落札者が契約を辞退したため、プログラム開発を納付調査の実施時期(平成16年2月)までに終了させるためには、再度競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	大阪航空局	宮古空港管制塔復旧工事	45,990,000	平成15年9月26日	株式会社竹中工務店	当該施設は航空管制施設の用に供されているものであるが、台風による雨漏り被害のため緊急に復旧する必要があるため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	近畿地方整備局	4号古座地区海岸擁壁緊急復旧工事	44,415,000	平成15年11月25日	株式会社海邊組	一般国道4号において海岸擁壁が洗掘されているのを発見し、応急対策として擁壁の組詰め工事を行う緊急復旧工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	十勝川下流左岸築堤天端及び法面シート張緊急作業外	44,100,000	平成15年10月10日	株式会社新築組	地震の発生に伴う築堤の被災により、二次災害発生のおそれがあることから、緊急に作業しなければならず、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
農林水産省	林野庁北海道森林管理局	測量・設計業務	41,974,800	平成15年9月2日	財団法人林業土木コンサルタンツ	二次災害防止及び早期復旧のため、緊急に作業着手する必要がある競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	一般国道242号池田町千代田大橋応急復旧工事	41,475,000	平成15年11月13日	西江建設株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	一般国道242号池田町外千代田大橋復旧工法検討業務	40,950,000	平成15年10月24日	株式会社構研エンジニアリング	地震により受けた被害の応急復旧のための調査及び検討業務であり、緊急に実施しなければならぬ競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局釧路開発建設部	一般国道38号音別町尺別橋外災害関連調査設計業務	39,900,000	平成15年10月30日	株式会社ドーコン	地震により受けた被害の応急復旧のための調査及び設計業務であり、緊急に実施しなければならぬ競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
法務省	大臣官房施設課	平成15年度松江刑務所実施設計業務	39,375,000	平成16年9月11日	株式会社昭和設計	収容機等の新造により過剰収容状況を緩和し、被収容者の逃走・暴動等の危険を緊急に回避する必要がある競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	東北地方整備局	石巻管内災害応急復旧工事	38,850,000	平成15年8月5日	株式会社丸本組	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
農林水産省	林野庁北海道森林管理局日高南部森林管理署	測量・設計業務	37,432,500	平成16年2月23日	財団法人林業土木コンサルタンツ	二次災害防止及び早期復旧のため、緊急に作業着手する必要がある競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	一般国道36号豊頃町十勝河口橋応急復旧工事	37,432,500	平成15年10月27日	ドービー建設工業株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
厚生労働省	九州厚生局	旧国立久留米病院跡地に係る産業廃棄物処理委託契約	35,685,300	平成15年11月21日	株式会社サニックス	土地売却後に廃棄物が確認され、買主の住宅販売計画に支障を来すので競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
国土交通省	大阪航空局	下地島空港管制塔塔旧工事	34,860,000	平成15年9月26日	株式会社竹中工務店	当該施設は航空管制施設の用に供されているものであるが、台風による雨漏り被害のため緊急に復旧する必要があり、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	東北地方整備局	柞松地区構造物工事	34,650,000	平成15年12月10日	株式会社小澤組	災害による法面崩壊防止のための応急工事であり、緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	関東地方整備局	川崎国道管内雑(その他)工事	34,650,000	平成16年9月10日	飛鳥道路株式会社	警察署からの要望に伴う、事故発生のおそれがある路面の修繕工事であり、緊急に対応する必要があつて、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	関東地方整備局	五十里ダム減勢池応急復旧工事	33,600,000	平成15年8月29日	株式会社大塚組	台風災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であつて、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	九州地方整備局	遠賀川流域洪水復旧調査業務	32,970,000	平成15年8月1日	日鉄鉱コンサルタント株式会社	洪水による流域全体の復旧調査業務であり、緊急に実施しなければならぬ業務であつて、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
法務省	大臣官房施設課	平成15年度鳥取刑務所実施設計業務	32,812,500	平成16年9月12日	株式会社佐藤総合計画	収容棟等の新営等により過剰収容状況を緩和し、被収容者の逃走・暴動等の危険を緊急に回避する必要があり競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
法務省	大臣官房施設課	平成15年度佐世世刑務所実施設計業務	32,025,000	平成16年9月25日	株式会社横河建設設計事務所	収容棟等の新営等により過剰収容状況を緩和し、被収容者の逃走・暴動等の危険を緊急に回避する必要があり競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
法務省	大臣官房施設課	平成15年度徳島刑務所実施設計業務	31,500,000	平成16年9月5日	株式会社石本建築事務所	収容棟等の新営等により過剰収容状況を緩和し、被収容者の逃走・暴動等の危険を緊急に回避する必要があり競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北陸地方整備局	2・10湯之谷村佐梨川土砂崩壊災害応急復旧対策工事	31,500,000	平成16年9月26日	北越建設株式会社	土砂崩壊の災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であつて、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額（円）	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
法務省	大臣官房施設課	平成15年度金沢刑務所実施設計業務	30,975,000	平成16年2月27日	株式会社ユニバーサル設計	収容棟等の新造等により過剰収容状況を緩和し、被収容者の逃走・暴動等の危険を緊急に回避する必要があるため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	利別川左岸川合橋下流地先緊急災害復旧工事	30,450,000	平成15年10月15日	大連建設株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川水系堤防調査等業務	30,345,000	平成15年9月10日	川崎地質株式会社	地震により歪んだ被害の緊急復旧のための堤防調査であり、緊急に実施する必要がある業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
法務省	大臣官房施設課	平成15年度高松刑務所実施設計業務	29,400,000	平成16年2月26日	株式会社類似設計室	収容棟等の新造等により過剰収容状況を緩和し、被収容者の逃走・暴動等の危険を緊急に回避する必要があるため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	中国地方整備局	仙山峠応急復旧工事	29,400,000	平成15年12月28日	株式会社中務組	一般国道9号に隣接する斜面の地すべり箇所に対する応急工事であり、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
法務省	大臣官房施設課	平成15年度鹿児島刑務所実施設計業務	28,875,000	平成16年9月11日	株式会社千代田設計	収容棟等の新造等により過剰収容状況を緩和し、被収容者の逃走・暴動等の危険を緊急に回避する必要があるため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	九州地方整備局	平松地区応急復旧工事	28,350,000	平成15年8月1日	株式会社島津建設	法面崩壊の災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	清真布川上流築堤応急復旧工事	26,460,000	平成15年9月29日	豊野作工株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	近畿地方整備局	大滝ダム白屋地区緊急集排水ボーリング工事	26,460,000	平成15年9月4日	日本工営株式会社	台風10号とその後の降雨等により発生した地盤変動に緊急に対応するため、地下水探検を行い地下水位の低下を図る工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
71	国土交通省 東北地方整備局	鳴瀬川野蒜地区緊急復旧工事	25,200,000	平成15年9月27日	定書建設株式会社	地震災害に伴う堤防の応急工事であり緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
72	国土交通省 東北地方整備局	糠川掛水機場建屋緊急災害復旧工事	24,150,000	平成15年9月10日	若生工業株式会社	地震災害に伴う掛水機場の応急工事であり緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
73	国土交通省 北海道開発局帯広開発建設部	一般国道3号豊頃町根岡外災害復旧工事	24,150,000	平成15年10月24日	十間道路株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
74	国土交通省 北海道開発局帯広開発建設部	帯広広尾自動車道茅室町土狩大橋応急復旧工事	23,625,000	平成15年9月26日	鹿島建設株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
75	法務省 大臣官房施設課	平成15年度函館刑務所要施設計業務	23,415,000	平成16年2月26日	株式会社都市環境設計	収容棟等の新築により通制収容状況を緩和し、被収容者の逃走・暴動等の危険を緊急に回避する必要がある競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
76	農林水産省 林野庁北海道森林管理局日高南部森林管理署	測量・設計業務	23,352,000	平成16年2月23日	国土防災技術株式会社	二次災害防止及び早期復旧のため、緊急に作業着手する必要があり競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
77	国土交通省 東北地方整備局	木間塚地区光ケール橋旧工事	22,890,000	平成15年9月5日	株式会社ユアテック	地震災害に伴う光ケールの応急工事であり緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
78	国土交通省 北海道開発局室蘭開発建設部	沙流川上流災害応急復旧業務	22,800,000	平成15年8月26日	株式会社三和日成	台風に伴う出水により、河川流域内に大量の土砂及び流木が堆積し、応急復旧業務を実施しなければ二次災害発生のおそれがあることから、緊急に実施する必要があり競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
79	国土交通省 北海道開発局帯広 開発建設部	十勝川右岸大津樋門上流 地先外緊急災害復旧工事	22,575,000	平成15年10月15日	東邦建設株式会社	地震災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
80	法務省 大臣官房施設課	平成15年度長野県事務所 実施設計業務	22,365,000	平成16年3月11日	株式会社日本設計	収容機等の新置等により過剰収容状況を緩和し、被災者等の逃走・暴動等の危険を緊急に回避する必要があり競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
81	内閣府 金融庁	りそな銀行への資本増強 に関するファイナンス ル・アドバイザー	20,475,000	平成15年5月23日	ドイツ証券会社東京 支店	りそな銀行の資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定が行われた直後に契約を締結する必要があり、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
82	厚生労働省 国立成育医療セン ター	全身用コンピュータ 層撮影装置修理	19,950,000	平成15年8月7日	ジーケー横河メテ ィカルシステム株式 会社	機器が止まることにより診療に支障を来すために競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
83	国土交通省 北海道開発局室蘭 開発建設部	釧川下流災害応急復旧業 務	19,800,000	平成15年8月26日	相田開発株式会社	台風に伴う出水により、河川流域内に大量の土砂及び流木が堆積し、応急復旧業務を実施しなければ二次災害発生のおそれがあることから、緊急に実施する必要があり競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
84	国土交通省 四国地方整備局	平成15年度下田分岐地 先被害調査等業務(その 一)	19,740,000	平成15年7月7日	株式会社ハワジソ ン総合コンサルタント	豪雨による浸水被害に対しての国の被害補てん額を調査する内容で、緊急に履行しなければならぬ業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
85	国土交通省 北海道開発局札幌 開発建設部	一般国道451号浜益村 学校橋橋樑補修実施設計外一 連業務	19,425,000	平成15年7月25日	株式会社構研エンジ ニアリング	橋脚の劣化に伴う対策設計業務であり、本復旧に向けて地質調査及び対策設計を緊急に実施しなければならぬ業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
86	国土交通省 北海道開発局旭川 開発建設部	一般国道239号名寄市 名寄橋壁調査検討外一連 業務	19,215,000	平成15年4月17日	株式会社ドーコン	擁壁転倒の危険が生じ、緊急に調査及び検討を実施しなければならぬ業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
87	内閣府 防衛庁海上自衛隊	「うらが」臨時修理(主 要電機原動機)	18,585,000	平成15年4月15日	ユニバーサル造船株 式会社	部隊運用上、速やかに点検及び検査を実施する必要性が生じた案件で、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
国土交通省	東北地方整備局	高層スノーシェッド復旧工事	18,375,000	平成15年10月22日	東北電機鉄工株式会社	道路附属物の損傷復旧工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局室蘭開発建設部	苫小牧港被災状況調査等業務	18,375,000	平成15年12月18日	株式会社アルファ水エコンサルタント	地震により受けた被害の応急復旧のための調査及び検討業務であり、緊急に実施しなければならぬ業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	東北地方整備局	被災調査業務(その二)	18,270,000	平成15年10月23日	株式会社西條設計コンサルタント	地震災害に伴う被災箇所の緊急復旧のための測量調査であり、緊急に実施する必要がある業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川左岸地震災害復旧工事に伴う事業損失事前調査業務	17,850,000	平成15年8月18日	株式会社泰折コンサルタント	地震災害に伴う被害を受けた堤防の災害復旧工事に伴う事業損失事前調査であり、緊急に実施する必要がある業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	九州地方整備局	一般国道209号熊野地区災害応急復旧工事	17,640,000	平成15年7月14日	株式会社鷹瀬組	法面崩壊の災害に伴う応急工事であり、緊急に施工しなければならぬ工事であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	四国地方整備局	平成15年度下田分枝地先被害調査等業務(その二)	17,640,000	平成15年7月7日	株式会社二川設計	豪雨による浸水被害に対しての国の被害補てん額を調査精算する内容で、緊急に履行しなければならぬ業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	関東地方整備局	浅原地先緊急維持工事	17,325,000	平成15年10月17日	株式会社望月組土木	台風による河岸侵食に伴う緊急維持工事であり、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
国土交通省	北海道開発局室蘭開発建設部	日高自動車道苫小牧市静川高架橋災害復旧調査設計業務	17,010,000	平成15年10月15日	株式会社ドーコン	地震により受けた被害の応急復旧のための調査及び設計業務であり、緊急に実施しなければならぬ業務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
農林水産省	林野庁北海道森林管理局	森林被害対策委託	16,963,800	平成15年9月24日	財団法人林業土木コンサルタント	二次災害防止及び早期復旧のため、緊急に作業着手する必要があるため、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
97	国土交通省 北海道開発局帯広 開発建設部	一般国道336号浦幌町 外災害復旧測量業務	16,905,000	平成15年10月24日	株式会社土木技術コ ンサルタメント	地震により受けた被害の応急復旧のための調査及び 測量業務であり、緊急に実施しなければならぬ業 務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
98	農林水産省 林野庁東北森林管 理局	トシネル変位調査	16,800,000	平成15年11月4日	国土防災技術株式会 社	トシネル排水工を施工して以来と、掘削済の地 盤が膨張してきたことから、緊急に土質試験及びト シネルの変位観測を実施する必要が生じたものであ り競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
99	国土交通省 北海道開発局帯広 開発建設部	地震災害被災箇所締切工構 造検討業務	16,800,000	平成15年10月10日	株式会社ドーコン	地震により受けた被害の応急復旧のための調査及び 検討業務であり、緊急に実施しなければならぬ業 務であって、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
100	法務省 大臣官房施設課	平成15年度西条刑務支 所実施設計業務	15,750,000	平成16年2月27日	株式会社豊建築事務 所	収容棟等の新営等により過剰収容状況を緩和し、被 収容者の逃走・暴動等の危険を緊急に回避する必要 があり競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
100	国土交通省 北海道開発局札幌 開発建設部	一般国道231号厚田村 大島内地質調査業務	15,750,000	平成15年10月15日	住友コンサルタント 株式会社	トシネルに発生した亀裂の原因究明のための調査で あり、緊急に実施しなければならぬ業務であっ て、競争に付する時間的余裕がないため。	妥当
100	国土交通省 北海道開発局室蘭 開発建設部	沙流川下流災害応急復旧 業務	15,750,000	平成15年8月26日	株式会社武田組	台風に伴う出水により、河川流域内に大量の土砂及 び流木が堆積し、応急復旧業務を実施しなければ二 次災害発生のおそれがあることから、緊急に実施す る必要があり競争に付する時間的余裕がないため。	妥当

別表第二

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額 (円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
1 国土交通省	関東地方整備局	保土ヶ谷共同溝 (その10-2) 工事	626,850,000	平成15年12月18日	株式会社熊谷組	前工事に引き継ぎ施工される密接な関係にある工事で、前工事で施工した仮設擁壁が引き継ぎ使用されることから、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
2 国土交通省	北海道開発局旭川開発建設部	石狩川愛別農地防災事業頭首工第二期建設工事	620,550,000	平成15年12月1日	勝村建設株式会社	前工事に引き継ぎ施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、 ^{かつ} 保証担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
3 農林水産省	九州農政局	平成15年度陸早満干拓事業前面堤防2工区 (その4) 工事	614,250,000	平成16年3月8日	間・前田・荒木謙昌干拓事業前面堤防2工区工事共同企業体	前工事に引き継ぎ施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、 ^{かつ} 保証担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
4 法務省	大臣官房施設課	福島刑務所庁舎・処遇管理棟等新舎 (建築) 工事 (第3回追加) (第1回変更)	546,000,000	平成16年3月24日	鹿嶋・五洋・りんかい日産特定建設工事共同企業体	前工事に引き継ぎ施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、 ^{かつ} 保証担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
5 国土交通省	関東地方整備局	国立公衆衛生院研究棟3回建築工事	530,250,000	平成15年10月31日	西松建設株式会社、株式会社ツジタ	前工事に引き続き施工される工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、円滑な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
6 法務省	大臣官房施設課	福島刑務所庁舎・処遇管理棟等新舎(機械設備)工事(第1回追加)	529,200,000	平成16年2月9日	大氣・一工・文化特定建設工事共同企業体	前工事に引き続き施工される工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
7 農林水産省	九州農政局	平成15年度早渇干拓事業前面堤防1工区(その4)工事	525,000,000	平成16年3月8日	鹿島・三幸・古賀藤早渇干拓事業前面堤防1工区工事建設共同企業体	前工事に引き続き施工される工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当
8 国土交通省	北海道開発局小樽開発建設部	一般道道農牧美利河線豊牧村河懸トunnel工事	493,500,000	平成16年3月15日	株式会社地崎工業、株式会社事別組、協成建設工業	前工事に引き続き施工される工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当
9 法務省	大臣官房施設課	東京拘置所北収容棟等新舎(建築)工事(第4回変更)	479,850,000	平成16年3月25日	鹿島・竹中・間特定建設工事共同企業体	前工事に引き続き施工される工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
内閣府	防衛施設庁広島防衛施設局	岩国飛行場平成14年度滑走路移設北防波堤追加工事	476,700,000	平成16年2月26日	大成建設株式会社、株式会社大本組、みらい建設工業株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、前工事と後工事の明瞭な境界が不明瞭な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
農林水産省	九州農政局	平成15年度熊本県千拓事業前面堤防3工区(その4)工事	456,750,000	平成16年3月8日	大林組・フジタ・長崎西部開発早濑千拓事業前面堤防3工区工事建設共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の明瞭な境界が不明瞭な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	九州地方整備局	一般国道208号新五名大橋【A1~P3】上部工事	420,000,000	平成16年3月10日	駒井鉄工株式会社、川鉄橋梁鉄構株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の明瞭な境界が不明瞭な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
内閣府	防衛施設庁横浜防衛施設局	横須賀米軍体育館新設建築追加工事	405,300,000	平成16年2月3日	戸田建設株式会社、松井建設株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の明瞭な境界が不明瞭な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
内閣府	防衛施設庁福岡防衛施設局	佐世保米軍立神港区整備場新設建築追加工事	399,000,000	平成15年11月27日	安藤建設株式会社、松尾建設株式会社、株式会社梅村組	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の明瞭な境界が不明瞭な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
内閣府	防衛施設庁横浜防衛施設局	横浜賀賀米軍体育館新設構体追加工事	399,000,000	平成16年1月20日	日比谷総合設備株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
内閣府	防衛施設庁那覇防衛施設局	琉球警備連絡道路新設土木追加工事	388,500,000	平成15年12月22日	大日本土木株式会社、小田急建設株式会社、株式会社大米建設	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
法務省	加古川刑務所	加古川刑務所収容棟等第2期新築(建築)工事(第1回追加)	376,530,000	平成15年9月8日	株式会社五洋建設	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	雄武中央(一期)農業水利事業雄武ダム第四期建設工事	373,800,000	平成16年3月10日	飛鳥建設株式会社、勝利建設株式会社、株式会社地崎工業	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
農林水産省	九州農政局	平成15年度大野川上流農業水利事業大塚ダム付帯施設その他工事	367,500,000	平成16年3月9日	大成・鹿島・梅林大野川上流農業水利事業大塚ダム第二期建設工事共同企業体	前工事に引き続き施工される密接な関係にある工事で、前工事で施工した仮設構が引き続き使用されることから工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
法務省	大臣官房施設課	大阪少年鑑別所新営(建築)工事(第2回追加)	362,250,000	平成15年12月10日	大日本・森特定建設工事共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事では、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保することが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	九州地方整備局	一般国道10号五ヶ瀬橋上部工事	359,100,000	平成16年2月2日	オリエンタル建設株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事では、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、円滑かつ適切な施工、構造物の安全性を確保するうえで、認められるため。	妥当
国土交通省	北海道開発局小樽開発建設部	一般国道229号積丹町草内トンネル工事	357,000,000	平成16年3月25日	飛鳥建設株式会社、株式会社田中組	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事では、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	近畿地方整備局	奈良国道事務所庁舎(北棟)新築その二工事	351,750,000	平成15年12月15日	株式会社興村組	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事では、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
内閣府	防衛施設庁東京防衛施設局	三宿病院新設建築追加工事	336,000,000	平成16年3月22日	大成建設株式会社、安藤建設株式会社、大日本土木株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事であり、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
25 国土交通省	九州地方整備局	一般国道208号新玉名大橋(P6~P8)上り工事	336,000,000	平成16年3月9日	住友重機械工業株式会社、日本铁塔工業株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築を目的とする工事、かつ、前工事と後工事が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工、前工事施工者以外の方に施工を確保することが不利と認められるため。	妥当
26 内閣府	防衛施設庁横浜防衛施設局	横浜賀米軍高層住宅(A棟)新設建築追加工事	326,550,000	平成15年10月28日	前田建設工業株式会社、太平工業株式会社、株式会社石井組	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保することが不利と認められるため。	妥当
27 農林水産省	九州農政局	平成15年度陸早瀬干拓事業前面堤防2工区(その3)工事	321,300,000	平成15年9月19日	前田・前田・荒木藤早濠干拓事業前面堤防2工区工事共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保することが不利と認められるため。	妥当
28 内閣府	防衛施設庁東京防衛施設局	防衛医科大学校冷凍機等改修機械その他追加工事	304,500,000	平成15年10月23日	新菱冷熱工業株式会社、斎久工業株式会社、ラント	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保することが不利と認められるため。	妥当
29 国土交通省	関東地方整備局	新砂渡梁(H15)工事	295,050,000	平成16年1月15日	東亜建設工業株式会社	前工事で渡梁した土砂を改良して仮置ヤードの築埋材料として使用し、そこに渡梁土を投入するため、随時渡梁される土砂の性状と養生量を逐次管理することが必要不可欠であることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、前工事施工者以外の方に施工を確保することが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
法務省	大臣官房施設課	短島刑務支所(仮称)庁舎・処遇管理棟等新築(建築)工事(第2回追加)	294,000,000	平成16年3月5日	前田・日本国土・佐藤特定建設工事共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と範囲が不明確になる場合は、瑕疵担保責任にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	近畿地方整備局	43号浜臨町大気浄化機械設備設置工事	292,950,000	平成15年10月1日	株式会社フジタ	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と範囲が不明確になる場合は、瑕疵担保責任にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	東京航空局	東京国際空港アークセブンホール(東行き)付構工事	291,900,000	平成15年12月22日	大成建設株式会社	前工事に引き続き施工される密接な関係にある工事で、前工事で施工した仮設機が引き続き使用されることから、工期の短縮、経費の削減を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	東北地方整備局	熊ヶ根橋上部工築設(二期)工事	289,800,000	平成16年3月19日	松尾橋梁株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当
法務省	大分刑務所	大分刑務所収容棟等新築(機械設備)工事(第1回追加)	287,700,000	平成15年9月16日	株式会社日設	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額 (円)	発注時期	契約業者	同意契約とした理由	妥当性
農林水産省	九州農政局	平成15年度早渇干拓事業前面堤防1工区(その3)工事	287,700,000	平成15年9月19日	鹿島・三幸・古賀建設株式会社 早渇干拓事業前面堤防1工区工事建設共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であり、前工事と後工事の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかかわつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	一般国道336号浦幌一町十勝河口橋A2側災害復旧工事	286,650,000	平成16年3月25日	三井住友建設株式会社	地震災害による橋梁の復旧工事に引き続いて施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であり、前工事と後工事の施工者が異なる場合は照密担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
内閣府	防衛施設庁広島防衛施設局	呉病院新設電気追加工事	283,500,000	平成15年10月30日	東芝エレクトロニクス株式会社 保安工業株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事であり、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、照密担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	関東地方整備局	宝積寺改良舗装その2工事	278,250,000	平成15年10月15日	渡辺建設株式会社	他の発注者の発注に係る現に施工中の拡幅部改良舗装工事と交錯する箇所での改良舗装工事であり、工期の短縮、経費の削減、工事の適切な施工を確保するうえで、当該施工中の者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
39 法務省	大臣官房施設課	福豊刑務所庁舎・処遇管理棟等新築(電気設備)工事(第2回追加)	276,150,000	平成16年3月11日	エアテック・サンテック・千歳特定建設工事共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させるとが不利と認められるため。	妥当
40 法務省	岐阜刑務所	岐阜刑務所収容棟等新築(建築)工事(第1回追加)	269,850,000	平成15年9月30日	株式会社埴池組	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させるとが不利と認められるため。	妥当
41 法務省	加古川刑務所	加古川刑務所収容棟等第2期新築(機械設備)工事(第2回追加)	266,700,000	平成16年1月28日	株式会社川崎設備	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させるとが不利と認められるため。	妥当
42 内閣府	防衛施設庁横浜防衛施設局	横須賀米軍高層住宅(日棟)新設建築追加工事	257,250,000	平成15年10月28日	佐藤工業株式会社、徳式会社新井組、徳重建設株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任が不明確となる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させるとが不利と認められるため。	妥当
43 国土交通省	関東地方整備局	長野労働総合庁舎2回建築工事	257,250,000	平成15年7月15日	東急建設株式会社	前工事に引き続き施工される密接な関係にある工事であり、前工事と後工事の間で施工した仮設備が引き続き使用されることから、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させるとが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
44 国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	釧路地区釧路々々地山保護盛土外一連災害復旧工事	249,900,000	平成16年3月11日	日本国土開発株式会社、三井住友建設株式会社、株式会社中山組	地震により被災した建設中のダム施設の復旧工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、現に施工中の者以外の者に施工させた場合、は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、当該施工中の者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
45 法務省	沖縄刑務所	沖縄刑務所収容棟等新築(機械設備)工事(第1回追加)	244,125,000	平成15年12月2日	株式会社オカノ・株式会社沖縄日立・沖縄システム共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
46 農林水産省	北陸農政局	余善排水機場(その2)建設工事	241,500,000	平成16年1月23日	鹿島建設株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
47 国土交通省	近畿地方整備局	大津放水路開削水路建設(その四)工事	241,500,000	平成16年3月12日	清水建設株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
48 国土交通省	四国地方整備局	平成15年度松山河川国道事務所庁舎建築工事	236,250,000	平成16年1月9日	ロッテ建設株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
法務省	川越少年刑務所	川越少年刑務所収容棟等新舎(機械設備)工事(第2回追加)	235,095,000	平成15年11月11日	須賀工業株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させるとが不利と認められるため。	妥当
内閣府	防衛施設庁横浜防衛施設局	横須賀庁舎新設建築造加工工事	231,000,000	平成16年2月20日	飛鳥建設株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させるとが不利と認められるため。	妥当
法務省	加古川刑務所	加古川刑務所収容棟等第2期新舎(電気設備)工事(第1回追加)	228,375,000	平成15年9月18日	株式会社弘電社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させるとが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	中国地方整備局	宿舍新築一棟	225,750,000	平成15年9月24日	五洋建設株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させるとが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	北海道開発局小樽開発建設部	一般国道229号神威内村ウエッチクナイートンネル工事	225,750,000	平成16年9月25日	岩田建設株式会社、協成建設工業株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させるとが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
法務省	大臣官房施設課	福島刑務支所(仮称)庁舎・処遇管理棟等新舎(建築)工事(第1回追加)	216,300,000	平成15年12月25日	前田・日本国土・佐藤特定建設工事共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることか、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
内閣府	防衛施設庁福岡防衛施設局	警備山崎倉新設建築その他追加工事	215,250,000	平成15年12月17日	株式会社さとうペネック	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任が不明確となる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工を確保するうえで、前工事施工者以外者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
法務省	広島刑務所	広島刑務所収容棟等新舎(建築)工事(第1回変更)	213,675,000	平成15年7月7日	安藤建設株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任が不明確になる等密接不可分な関係にあることか、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
法務省	福井刑務所	福井刑務所収容棟等新舎(建築)工事(第1回追加)	213,465,000	平成15年9月25日	石黒建設株式会社・西田建設株式会社経常建設共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任が不明確になる等密接不可分な関係にあることか、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	関東地方整備局	H15久藤トンネル工事	212,100,000	平成16年9月29日	佐藤工業株式会社	前工事に引き続き施工される密接な関係にある工事であり、前工事と後工事の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工を確保するうえで、前工事施工者以外者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
59	国土交通省 関東地方整備局	国立公衆衛生院研究研 修棟2回機械設備(空 調)工事	210,000,000	平成15年9月22日	日立ゾラント建設株 式会社	既設の設備(空調制御設備)と密接 不可分の関係にある工事で、既設の設備の使用に著 しい支障が生ずるおそれがあることから、円滑な施 工を確保するうえで、同一施工者以外の者に施工さ せることが不利と認められるため。	妥当
60	法務省 大臣官房施設課	和泉学園集合・教室日 棟等新築(建築)工事 (第1回変更)	207,900,000	平成15年12月19日	南海阪村建設・今西 相特定建設工事共 同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構 造物の構築等を目的とする工事では、瑕疵担保責任の範 囲が不明確になる場合は、瑕疵担保責任の範囲が 一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮 するうえで、前工事施工者以外の者に施工させる ことが不利と認められるため。	妥当
61	法務省 青森刑務所	青森刑務所収容棟等新 築(機械設備)工事 (第1回追加)	206,850,000	平成15年10月11日	東洋熱工業株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構 造物の構築等を目的とする工事では、瑕疵担保責任の範 囲が不明確になる場合は、瑕疵担保責任の範囲が 一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮 するうえで、前工事施工者以外の者に施工させる ことが不利と認められるため。	妥当
62	内閣府 防衛施設庁広島防衛 衛施設局	呉保留施設設置追加工 事	204,750,000	平成15年10月2日	石川島播磨重工業株 式会社、若葉建設株 式会社、株式会社本 間組	前工事に引き続き施工される一体の建造物の構築等 を目的とする工事では、前工事と後工事の施工 者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確と なる等密接不可分な関係にあることから、一貫した 施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施 工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施 工させることが不利と認められるため。	妥当
63	内閣府 防衛施設庁広島防衛 衛施設局	小月格納庫新設建築そ の他追加工事	204,750,000	平成15年10月9日	株式会社ツジタ	前工事に引き続き施工される一体の建造物の構築等 を目的とする工事では、前工事と後工事の施工 者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確と なる等密接不可分な関係にあることから、一貫した 施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施 工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施 工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	任意契約とした理由	妥当性
内閣府	防衛施設庁那覇防衛施設局	ハンセン管理棟新設その他電気追加工事	199,500,000	平成15年7月10日	株式会社沖電工	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工をさせることが不利と認められるため。	妥当
内閣府	防衛施設庁広島防衛施設局	幹部候補生学校庁舎改修建築追加工事	189,000,000	平成15年10月30日	清水建設株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工をさせることが不利と認められるため。	妥当
法務省	沖縄刑務所	沖縄刑務所収容棟等新築(建築)工事(第1回追加)	189,000,000	平成15年11月14日	株式会社国場組・株式会社大城組・株式会社大米建設経常建設共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工をさせることが不利と認められるため。	妥当
国土交通省	関東地方整備局	国立公衆衛生院研究棟棟2回電気設備(電力)工事	189,000,000	平成15年7月14日	日本電設工業株式会社	既設の設備(電気設備)と密接不可分の関係にある工事で、既設の設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから、円滑な施工を確保するうえで、同一施工者以外の方に施工をさせることが不利と認められるため。	妥当
法務省	青森刑務所	青森刑務所収容棟等新築(建築)工事(第1回追加)	186,900,000	平成15年10月15日	株式会社松村組	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工をさせることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
69 国土交通省	関東地方整備局	富浦地区改良第7工事	180,600,000	平成15年9月8日	三浦建設株式会社	富浦地区改良第6工事と密接不可分の工事で、工期の短縮、経費の削減を確保するうえで、現に契約履行中の施工者以外の者に履行させることが不利と認められるため。	妥当
70 内閣府	防衛施設庁広島防衛施設局	岩国飛行場平成13年度滑走路移設北防波堤追加工事	173,250,000	平成16年2月28日	大成建設株式会社、株式会社大木組、みらい建設工業株式会社	前工事に引き続き施工される一体の建造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任があることから、一貫したなる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工者が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
71 内閣府	防衛施設庁横浜防衛施設局	横浜須賀米軍一般倉庫新設建築追加工事	170,415,000	平成16年2月3日	ナカノフド一建建設株式会社、大木建設株式会社、若菜建設株式会社	前工事に引き続き施工される一体の建造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任があることから、一貫した施工者が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
72 国土交通省	関東地方整備局	坂下・舟渡共同港到達立坑(その2)工事	168,000,000	平成16年1月29日	西松建設株式会社	前工事に引き続き施工される密接な関係にある工事で、前工事で施工した仮設備(昇降設備)が引き続き使用されることから、工期の短縮、経費の削減を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
73 内閣府	防衛施設庁広島防衛施設局	岩国エングジツ試運転場新設追加工事	166,320,000	平成15年9月25日	石川島播磨重工業株式会社	前工事に引き続き施工される一体の建造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任があることから、一貫した施工者が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額 (円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
74	国土交通省 九州地方整備局	一般国道34号本河内 トツネル新設工事	164,850,000	平成16年3月8日	株式会社さとうペ ネット	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任があることから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工、構造物の安全性を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
75	国土交通省 関東地方整備局	上江橋耐震補強その1 1-2工事	157,500,000	平成16年3月10日	吉川建設株式会社	前工事に引き続き施工される密接な関係にある工事であり、工期の短縮、経費の節減、工事の適切な施工を確保するうえで、当該施工中以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
76	内閣府 宮内庁	京都御所新御車寄格皮 塗直し工事第2回工事	155,557,500	平成15年4月1日	有限会社宮川屋根工 業	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任があることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
77	農林水産省 九州農政局	平成15年度藤早藩干 拓事業前面堤防3工区 (その3)工事	153,300,000	平成15年9月19日	大林組・フジタ・長 崎西郡藤早藩干拓事 業前面堤防3工区工 事建設共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任があることから一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
78	厚生労働省 国立療養所色久光 明園	第1不自由者棟(浴 場・夫棟舎)更新築 造(第2期)工事	150,675,000	平成15年7月23日	株式会社元浜組	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任があることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
79 法務省	札幌刑務所	札幌刑務所収容棟等新築(建築)工事(第1回追加)	141,750,000	平成16年3月26日	大成・岩田特定建設工事共同企業体	前工事に引き続き施工される工事で、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
80 国土交通省	関東地方整備局	上阿久津改良舗装その2工事	141,750,000	平成15年10月15日	宇都宮土建工業株式会社	前工事に引き続き施工される工事で、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
81 国土交通省	北海道開発局帯広開発建設部	一般国道336号帯広町十勝河口橋A1側災害復旧工事	141,540,000	平成16年3月25日	ドーナド建設工業株式会社	地震災害による構築物の復旧工事に引き続いて施工される工事で、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
82 法務省	岐阜刑務所	岐阜刑務所収容棟等新築(電気設備)工事(第1回追加)	138,600,000	平成15年9月25日	浅海電気株式会社	前工事に引き続き施工される工事で、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
83 法務省	川越少年刑務所	川越少年刑務所収容棟等新築(電気設備)工事(第1回追加)	137,760,000	平成15年9月1日	旭電気工業株式会社	前工事に引き続き施工される工事で、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることかから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
84 法務省	岐阜刑務所	岐阜刑務所収容棟等新築(機械設備)工事(第1回追加)	137,550,000	平成15年9月30日	川崎設備工業株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と関係が不明確になる等密接な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当
85 内閣府	防衛施設庁機兵防衛施設局	機兵実習舎新設機械追加工事	136,500,000	平成16年2月10日	新日本空調株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当
86 国土交通省	近畿地方整備局	興浜堤防耐震対策(その二)工事	136,185,000	平成15年4月1日	日本海工株式会社	前工事に引き続き施工される密接な関係にある工事で、前工事で施工した仮設備が引き続き使用されることから、工期の短縮、経費の節減を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当
87 内閣府	防衛施設庁機兵防衛施設局	防衛大学校学生舎新設機械追加工事	134,400,000	平成15年12月15日	株式会社テクノ葦和	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当
88 国土交通省	関東地方整備局	高根沢改良舗装その2工事	134,400,000	平成15年10月16日	東明建設株式会社	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の方に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
内閣府	防衛施設庁那覇防衛施設局	ハンセン造成追加工事	131,250,000	平成15年9月6日	株式会社園場組	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
法務省	川越少年刑務所	川越少年刑務所収容棟等新営(機械設備)工事(第1回追加)	130,095,000	平成15年9月12日	須賀工業株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
内閣府	防衛施設庁横浜防衛施設局	横須賀米電体育館新設電気その他追加工事	129,150,000	平成16年1月20日	東芝エレクトロニクス株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
法務省	加古川刑務所	加古川刑務所収容棟等第2期新営(機械設備)工事(第1回追加)	128,079,000	平成15年10月14日	株式会社川崎設備	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当
法務省	広島刑務所	広島刑務所収容棟等新営(建築)工事(第1回追加)	126,525,000	平成15年9月22日	安藤建設株式会社	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
94 内閣府	防衛施設庁横浜防衛施設局	横須賀庁舎新設電気道加工工事	126,000,000	平成16年2月10日	株式会社トーエネック	前工事に引き続き施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工をさせることが不利と認められるため。	妥当
95 法務省	加古川刑務所	加古川刑務所収容棟等第2期新築(建築)工事(第2回追加)	125,475,000	平成15年11月19日	株式会社五洋建設	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工をさせることが不利と認められるため。	妥当
96 法務省	大臣官房施設課	福島刑務支所(仮称)庁舎・処遇管理棟等新築(機械設備)工事(第1回追加)	124,110,000	平成16年9月9日	東熱・日設特定建設工事共同企業体	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工をさせることが不利と認められるため。	妥当
97 法務省	大分刑務所	大分刑務所収容棟等新築(建築)工事(第1回追加)	123,900,000	平成15年8月27日	株式会社ツジタ	前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工をさせることが不利と認められるため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額 (円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
98 国土交通省	近畿地方整備局	峠下郡深礎工(40号)その二工事	122,325,000	平成15年4月1日	坂田建設株式会社	<p>指定を超える湧水のため打ち切りとなった深礎工事の後工事であり、施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。</p>	妥当
99 内閣府	防衛施設庁福岡防衛施設局	佐世保米軍立神港区整備構新設機械追加工事	120,750,000	平成15年11月27日	株式会社大風社、株式会社朝日工業社	<p>前工事に引き継ぎ施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確なる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。</p>	妥当
100 法務省	川越少年刑務所	川越少年刑務所収容棟等新舎(建築)工事(第1回追加)	119,910,000	平成15年8月21日	清水建設株式会社	<p>前工事に引き継ぎ施工される一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確なる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。</p>	妥当

別表第三

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額 (円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
1 内閣府	防衛庁契約本部	次期固定翼明成機及び次期輸送機 (その三)	78,508,500,000	平成16年3月31日	川崎重工株式会社	航空機の開発契約に際しては、健全な航空機生産・技術基盤の維持の観点から、適切な開発体制を構築することが必要である。このため、あらかじめ選定した業者から提案書を徴収し、公平性・透明性に留意しつつ厳正な審査を行ったうえ、開発を担当する者として最も適している者を選定している。契約手続においては、国に対し最も有利な条件を提示する者には当該選定された者に限られるため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するた	妥当
2 経済産業省	資源エネルギー庁	国家備蓄石油管理等委託費 (国家備蓄石油の管理業務)	58,522,422,949	平成15年4月1日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、当該事業の実施に必要な知識・知見を有する唯一の法人であるため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。なお、石油の輸送の確保等に関する法律 (昭和50年法律第96号) 第31条において、当該法人への委託をできることとなっている。	妥当
3 内閣府	防衛庁契約本部	AEGIS装置等	50,924,085,758	平成15年8月14日	米海軍省	米国が武器輸出管理法に基づき、友好国に対して有償で軍需援助を行うFMS (Foreign Military Inventory Sales) 調達であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
4 内閣府	防衛庁契約本部	F-2A / B 支援戦闘機	46,644,150,000	平成16年3月31日	三菱重工株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該条件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
5 経済産業省	資源エネルギー庁	石油ガス国家備蓄基地建設委託費	44,995,466,175	平成16年1月30日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は今般の国家備蓄に係る体制移行により、石油公園から基地建設業務を承継しており、当該事業に係る専ら門的な能力や知見を有する法人であるため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。なお、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号)附則第5条において、当該法人は国からの委託を受けることができることとなっている。	妥当
6 内閣府	防衛庁契約本部	護衛艦	40,089,000,000	平成16年2月5日	三菱重工株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、受注生産態勢が整っている者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
7 財務省	国税庁	国税総合管理(KSK)システム本番用電子計算機システム一式の買付け	36,618,393,842	平成15年4月1日	株式会社文祥堂	既存機器及びプログラムの互換性により、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達したならば、既調達物品等の使用に著しい支障を来すおそれがあり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
8 内閣府	防衛庁契約本部	地对空誘導弾ペトリオット	28,073,010,000	平成16年3月25日	三菱重工株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
9 内閣府	防衛庁契約本部	潜水艦	25,578,000,000	平成16年2月5日	株式会社川崎造船	技術及び生産設備を有し、かつ、受注生産態勢が整っている者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
10 財務省	大臣官房会計課	貨幣の製造事務	22,430,795,982	平成15年4月1日	独立行政法人造幣局	貨幣の製造に関する事務については、貨幣の偽造防止等の観点から通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和62年法律第42号)第4条第2項において独立行政法人造幣局に独占的に行わせることとされており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
11 内閣府	防衛庁契約本部	SH-60K型航空機	22,224,930,000	平成16年3月31日	三菱重工株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
12 内閣府	防衛庁契約本部	ボーイング767空中給油・輸送機	21,076,631,070	平成16年3月23日	伊藤忠商事株式会社	この契約の締結には、販売権を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
13 内閣府	防衛庁契約本部	O3式中距離地对空誘導弾	20,306,790,000	平成16年3月31日	三菱電機株式会社	特別な技術、設備、品質保証能力等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
14 厚生労働省	社会保険庁	HITAC型電子計算組 織用装置一式貸借	17,327,063,601	平成15年4月1日	日本電子計算機株式会社	既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
15 経済産業省	製造産業局	合成開口レーダの研究開発	14,059,816,000	平成15年5月8日	新エボルジー・産業 技術総合開発機構	当該契約は合成開口レーダの研究開発能力及び技術的知見を必要とし、当該法人はこれらの能力、知見を有する唯一の法人であるため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
16 国土交通省	東北地方整備局	長井ダム本体建設第一工事(第二期)	13,965,000,000	平成16年2月13日	株式会社間組、前田 建設工業株式会社、 株式会社奥村組	一体の構造物であるダムの構築を目的とした建設工事における後工事であり、前工事・後工事にわたって真体の自然条件等に応じた詳細な施工内容を一貫して判断して施工することが安全な構造物を構築するうえで不可欠であるが、前工事の施工者以外は施工内容の判断の詳細を知り得ないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
17 内閣府	防衛庁契約本部	CH-47J輸送ヘリコ プター	12,871,740,000	平成16年3月31日	川崎重工株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額（円）	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
18 経済産業省	特許庁	Fターム等を用いた先行技術文献調査	12,538,154,203	平成15年4月1日	財団法人工業所有権 協カセツター	当該契約は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）第36条第1項に規定する、特許出願の審査に必要な調査業務のうち特許・実用新案に係る先行技術調査を行う業務に関するものである。当該法人は、上記業務の指定を受けた唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
19 内閣府	防衛庁契約本部	90式戦車	11,421,574,500	平成16年3月30日	三菱重工業株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
20 内閣府	防衛庁契約本部	垂直発射装置VLSM K41（その二）	10,784,445,000	平成16年3月31日	三菱重工業株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社の3第4項に該当するため。	妥当
21 厚生労働省	職業安定局	総合的雇用情報システム の専用端末装置等一式の 買付	10,682,164,332	平成15年4月1日	株式会社センタース システムサービス	当該システムは、電子計算機、端末装置及びソフトウェアが一体で開発されており、当該システム専用の端末の買付について、契約の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
22 経済産業省	資源エネルギー庁	国内石油天然ガス基礎調 査委託	9,499,999,000	平成15年4月1日	独立行政法人石油天 然ガス・金属鉱物資 源機構	当該契約は、国内石油天然ガスの資源としての有望性を把握するための能力や知見を必要とし、当該法人はこれら能力を有する唯一の法人であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
23 国土交通省	関東地方整備局	神明～藤我共同溝シールド （その2）工事	9,471,000,000	平成16年3月9日	大成建設株式会社、 鹿島建設株式会社、 西松建設株式会社	一体の構造物である共同溝の構築を目的とした建設工事における後工事であり、前工事・後工事とわたる同一の仮設物の使用が不可欠であるが、前工事の施工者以外はその条件の詳細を知り得ないため、契約の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
24 内閣府	防衛庁契約本部	戦闘ヘリコプターAHER 64D	9,229,500,000	平成16年3月31日	富士重工業株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
内閣府	防衛庁契約本部	99式空対空誘導弾	9,107,066,850	平成16年3月31日	三菱電機株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
総務省	大臣官房会計課	電波利用料財源電波監視等委託業務	8,538,830,000	平成15年4月1日	独立行政法人通信総合研究所	本業務は、無線設備に関する技術基準を定めるための周波数共用化技術試験、干渉抑制除去試験等の業務であるが、本業務を確実に実施する能力を有するのは当該法人のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
文部科学省	初等中等教育局	教科用図書購入(平成16年度前期用)	8,414,729,037	平成15年10月10日	東京書籍株式会社	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁契約本部	新戦車(その二)	8,386,350,000	平成16年3月31日	三菱重工株式会社	特別な技術、設備、品質保証能力等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
国土交通省	中部地方整備局	平成15年度19号春日井共同溝掘削工事	8,137,500,000	平成15年8月29日	鹿島建設株式会社、清水建設株式会社、株式会社奥村組	一体の構造物である共同溝の構築を目的とした建設工事における後工事であり、前工事・後工事に関わる同一の仮設物の使用が不可欠であるが、前工事の施工者以外はその条件の詳細を知り得ないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁契約本部	垂直発射魚雷投射ロケット	8,073,450,000	平成16年3月30日	三菱商事株式会社	この契約の締結には、販売権を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁契約本部	シーヌパローミサイルRIM-7M	7,966,179,900	平成16年3月31日	三菱電機株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁航空自衛隊	P1N外278品目	7,942,095,000	平成15年9月30日	石川島播磨重工業株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
33	国土交通省 関東地方整備局	八王子城跡トンネル(その4-2)工事	7,927,500,000	平成16年3月16日	大成建設株式会社、清水建設株式会社、株式会社積水高相	一体の構造物であるトンネルの構築を目的とした建設工事における後工事であり、前工事での施工業者固有の判断に基づいた数値解析結果を反映させることが、トンネルの安全性及び施工の安全性を確保するうえで必要不可欠であるが、前工事の施工者以外は詳細を知り得ないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
34	内閣府 防衛庁契約本部	F110-1H1-129ターボファン・エンジン(搭載用)	7,647,570,000	平成16年3月31日	石川島播磨重工業株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社の3第4項に該当するため。	妥当
35	経済産業省 資源エネルギー庁	原油貯蔵施設利用料(15年4月分~11月分)	7,524,091,335	平成15年4月1日	新日本石油株式会社	石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律(平成14年法律第93号)第10条第3項に規定する権利義務の承継により、石油公団と当該会社との契約締結内容を国が承継したため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
36	内閣府 防衛庁契約本部	81式短距離地对空誘導弾(C)	7,325,734,500	平成16年3月31日	株式会社東芝	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
37	内閣府 防衛庁航空自衛隊	KIT AUGMENTOR外21品目	7,280,022,749	平成15年12月15日	石川島播磨重工業株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社の3第4項に該当するため。	妥当
38	文部科学省 研究振興局	タンパク質の立体構造の解析に関わる研究及び設備整備	7,195,000,000	平成15年4月1日	理化学研究所	タンパク質の試料精製から立体構造解析、機能解析等の研究業務を担うことができる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
39	内閣府 防衛庁契約本部	主機機LM2500型ガスタービン機関	7,175,700,000	平成16年3月5日	石川島播磨重工業株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社の3第4項に該当するため。	妥当
40	内閣府 防衛庁契約本部	120mmM、JM1リゅう弾、信管なし	6,989,713,290	平成16年3月25日	株式会社小松製作所	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
41	国土交通省 東北地方整備局	喜井ダム本体建設第二工事(第二期)	6,982,500,000	平成16年2月12日	西松建設株式会社、清水建設株式会社、大豊建設株式会社	一体の構造物であるダムの構築を目的とした建設工事で、後工事・後工事内容にわたって判断して施工することが安全な構造物を構築するうえで不可欠であるが、前工事の施工者以外に施工内容の判断の詳細を知り得ないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
42	内閣府 防衛庁契約本部	作戦用通債回線統制システム(ペー又用装置等)	6,798,225,000	平成16年3月31日	日本電気株式会社	特別な技術、設備、品質保証能力等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
43	厚生労働省 職業安定局	平成15年度離職者等再就職訓練事業委託	6,657,773,000	平成16年4月1日	北海道他46都府県	訓練の実施に当たっては、訓練カリキュラムの作成、あるいは民間教育訓練機関が作成したカリキュラムの認定等、極めて専門的な経験や、それを踏まえたノウハウが必要であり、都道府県だけが有する実践的な職業訓練に関する豊富な実績とノウハウがなくしては実施できないものがあり、委託先として都道府県しか存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
44	農林水産省 九州農政局	都城盆地農業水利事業木之川内ダム第三期建設工事	6,615,000,000	平成16年3月5日	西松、東急、勝村事業木之川内ダム第一期建設工事共同企業体	堤体と基礎地盤の一体性を確保することが極めて重要である本工事においては、基礎掘削時や基礎処理時における岩盤の詳細な状況や施工内容の判断に基づいて詳細な技術検討を行う必要があるが、これらの詳細条件を知り一貫した判断の基に施工できる者は、基礎掘削及び基礎処理を行ってからの施工者に限られ、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
45	農林水産省 水産庁	漁業取締船しんゆう外用船契約	6,478,663,200	平成15年4月1日	全国漁業調査取締船事業協同組合	取締業務に通じた船型及び装備により十分な機動性を有する船舶を所有するとともに、本業務に精通した乗組員が必要であり、これらの条件を満たす船舶を所有する者は当該組合以外には第4項に該当しないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
46	内閣府 防衛庁契約本部	P-3C及び同派生型航空機定期修理	6,453,695,850	平成15年11月28日	川崎重工株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
47 内閣府	防衛庁契約本部	E-2C能力向上装備品	6,414,250,162	平成15年10月16日	米海軍省	米國が武器輸出管理法に基づき、友好國に対して有償で軍事援助を行うFMS(Foreign Military Sales)調達であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
48 内閣官房	内閣衛星情報センタ―	次期衛星2総合システムの研究の業務委託	6,385,806,000	平成15年12月5日	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	情報収集衛星は、我が國の安全の確保、具体的には外交防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応の危機管理のために必要な情報の収集を目的として導入するものである。情報収集衛星システムの能力については秘密としており、情報の漏洩防止を確保することが必要となる。本契約の実施に際しては、まず情報収集衛星システムの能力に関する情報の拡散を防止することが第一であることから、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第1号に該当するため。	妥当
49 財務省	国税庁	国税総合管理システムの開発	6,331,544,815	平成15年4月1日	株式会社文祥興、株式会社エヌ・ティ・エ、アイ・エヌ・システム、キヤノン株式会社、株式会社東芝、日本アイ・ビー・エム株式会社、日本電気株式会社、日立製作所	税制改正、機能改善に伴うシステム開発(修正)を行う場合、システム全体の品質を確保するために既存システムに熟知している開発業者に開発を委託する必要があるため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
50 厚生労働省	職業安定局	平成15年度シニアプログラム事業委託	6,293,492,000	平成15年4月1日	社団法人北海道シルバー人材センター連合会他46法人	本事業は事業主団体参加の下、技能講習、合同面接会を一体的に行い、高齢者の雇用就業の確保を目的としたものであり、高齢者の雇用就業について、専門的なノウハウを有し、かつ全国あらかゆる地域に活動拠点をもち、当該事業を最も効果的かつ効率的に実施することができる委託先は都道府県シルバー人材センター法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額 (円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
内閣府	防衛庁契約本部	衛星通信設備	6,188,700,000	平成15年4月1日	株式会社エム・シー・シー	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁契約本部	UH-60J教練ヘリコプター	6,085,380,000	平成16年3月31日	三菱重工株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社3第4項に該当するため。	妥当
国土交通省	大阪航空局	福岡空港用地借上	6,063,898,546	平成15年5月20日	薬原健児(地主組合)	当該空港の用地の一部が民有地であり、当該民有地の所有者から借上げるとして契約の目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁契約本部	F-15の近代化試改修(その七)	5,925,990,000	平成16年3月31日	三菱重工株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁契約本部	F-15J/DJ航空機機体定期修理等	5,822,838,000	平成15年10月29日	三菱重工株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁契約本部	高運動飛行制御システム(その四)の研究試作	5,724,600,000	平成16年3月31日	三菱重工株式会社	特別な技術、設備、品質保証能力等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
国土交通省	中部地方整備局	平成15年度1号静清共同清静岡東地区工事	5,679,450,000	平成15年7月30日	株式会社大林組、清水建設株式会社	一体の構造物である共同溝の構築を目的とした建設工事における後工事であり、前工事・後工事に関わった同一の仮設物の使用が不可欠であるが、前工事の施工者以外はその条件の詳細を知り得ず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁契約本部	99式自走155mmリゅう弾	5,590,200,000	平成16年3月31日	株式会社日本製鋼所	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
法務省	大臣官房施設課	東京拘置所北収容棟等新営(建築)工事	5,460,000,000	平成15年6月3日	鹿島・竹中・間特定建設工事共同企業体	一般競争入札の不備による随意契約であり、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額 (円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
60	内閣府 防衛庁契約本部	情報システムGRO-47	5,444,250,000	平成16年3月26日	住友商事株式会社	この契約の締結には、販売権を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
61	総務省 大臣官房会計課	総合無線局監理システムに係る機能開発の請負	5,410,859,851	平成15年4月15日	日本アイ・ピー・エム株式会社	既存システムに制度改正に対応するための機能拡張・改修等を行うものであるが、これらの業務をシステム全体の品質を確保しつつ実施するには既存システムを開発した業者でなければならず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
62	内閣府 防衛庁契約本部	中型掃海艇	5,282,600,000	平成16年3月11日	ユニバーサル造船株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、受注生産態勢が整っている者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
63	内閣府 防衛庁契約本部	62口径5インチ砲	5,253,150,000	平成16年3月31日	株式会社日本製鋼所	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
64	内閣府 防衛庁契約本部	120mmTKG、JM12A1対戦車リゅう弾	5,144,115,270	平成16年3月25日	株式会社小松製作所	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
65	内閣府 防衛庁契約本部	87式対戦車誘導弾	5,016,938,850	平成16年3月31日	川崎重工業株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
66	内閣府 防衛庁契約本部	多連装ロケットシステム自走発射機M270	4,967,874,684	平成16年3月31日	株式会社アイ・エイ・エス	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
67	厚生労働省 社会保険庁	生活習慣病予防健診事業委託	4,950,271,000	平成15年4月1日	財団法人社会保険健康事業協団	当該事業は、保健事業として、被保険者の健康診断サービスを継続的に管理する必要のある等、中長期的な視点に立った継続的な実施が必要であることが競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
68 内閣府	防衛庁航空自衛隊	地対空誘導弾ペトリオット定期修理	4,828,425,000	平成15年6月26日	三菱重工業株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
69 文部科学省	研究振興局	疾患関連遺伝子等の探索を効率化するための遺伝子多型情報の解析及び基盤整備	4,798,488,000	平成16年2月16日	理化学研究所	疾患関連の遺伝子多型情報の総合的な解析業務を担うことができる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
70 国土交通省	航空局	航空路管制情報処理システム等電子計算機の買付け	4,712,231,827	平成15年4月1日	日本電子計算機株式会社	当該情報処理システムは電子計算機とソフトウェアが一体で開発されており、電子計算機について買付けを更新することは契約の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
71 国土交通省	土地・水資源局	平成16年地面調査業務	4,619,851,950	平成15年6月23日	社団法人日本不動産鑑定協会	全国的な評価員の組織をもち、地価公示の代表幹事等との連絡調整が可能であり、標準地の選定、鑑定評価にあつて統一された基準等に基づく適正な実施を図ることができる唯一の者であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
72 財務省	国税庁	国税電子申告・納税システムに係るプログラムの開発及び運用支援	4,616,638,992	平成15年4月1日	株式会社エヌ・データ	本契約は、平成14年度に実施したプログラムのメンテナンスプログラムの開発工程に後続して行う試験工程及び関連作業であることから、前年度の開発者に委託する必要があるため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
73 内閣官房	内閣衛星情報センター	情報収集衛星システムの情報収集衛星システムの維持管理	4,540,640,302	平成15年4月1日	宇宙開発事業団	情報収集衛星は、我が国の安全の確保、具体的に外交防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応の危機管理のために必要な情報の収集を目的として導入するものである。情報収集衛星システムの能力については秘密としており、情報の漏洩防止を確保することが必要となる。本契約の実施に際しては、まず情報収集衛星システムの能力に関する情報の拡散を防止することが第一であることから、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計法第99条第1号に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額 (円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
74	内閣官房	内閣衛星情報センタ― 情報収集衛星地上設備用計算機の買付借	4,521,429,276	平成15年4月1日	昭和リーエス株式会社	当該契約は、他の業者と契約した場合、既存システムの仕事、開発したソフトウエアの再構築が必要となり継続した運用ができず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
75	内閣府	防衛庁契約本部 多用途ヘリコプターUH-1J	4,466,700,000	平成16年3月30日	富士工業株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
76	内閣府	防衛庁契約本部 97式魚雷	4,378,588,200	平成16年3月31日	三菱重工業株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
77	内閣府	防衛庁契約本部 地对空誘導弾ペトリオット再保証弾	4,349,778,300	平成16年3月11日	三菱重工業株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
78	内閣府	防衛庁契約本部 O1式地对戦車誘導弾	4,318,440,000	平成16年3月31日	川崎重工株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
79	内閣府	防衛庁契約本部 93式近距離地对空誘導弾	4,272,954,000	平成16年3月31日	株式会社東芝	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
80	内閣府	防衛庁契約本部 海洋音響特性観測装置	4,270,000,000	平成15年8月18日	米海軍省	米國が武器輸出管理法に基づき、友好國に対して有償で軍事援助を行うFMS (Foreign Military Sales) 調達であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
81	内閣府	防衛施設庁那覇防衛施設局 ハンセン通信施設新設工	4,242,000,000	平成16年3月18日	住友商事株式会社	特別な技術、設備、品質保証能力等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
厚生労働省	労働基準局	労災診療費点検等業務	4,235,665,000	平成15年4月1日	財団法人労災保険情報センター	労災診療費点検業務は、一定期間内に十分な点検業務を行わせ労災診療費の迅速適正な支払を確保するため、これを目的としている。この業務を実施するために、労災保険制度及び労災医療に関し専門的ノウハウを有する者に行わせることが不可欠であり、このノウハウを有する法人は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛施設庁広島防衛施設局	岩国飛行場滑走路移設埋立土砂購入	4,222,428,000	平成16年3月26日	山口県住宅供給公社	埋立工事の円滑かつ確実な実施を図ることを目的として、公法人との契約をすることから、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第16号に該当するため。	妥当
国土交通省	東京航空局	新東京国際空港第1旅客ターミナルビル増改築工事官庁部分(南棟)建設委託その4	4,217,000,000	平成15年11月25日	新東京国際空港公団	当該官庁部分は、契約業者たる公団が施工するビルの一部を区分して所有するものであるため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
厚生労働省	労働基準局	労災特別介護施設看護事業及び在宅介護支援事業業務委託	4,195,107,456	平成15年4月1日	財団法人労災ケアセンター	財団法人労災ケアセンターは、介護を必要とする被災労働者に対する特殊性に見合った適切かつ専門的な介護を受けられるよう、必要な支援等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設立され、重度被災労働者に対する専門的介護サービスに関する知識と技術及び経験を有しており、本事業を的確に実施することから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁契約本部	次期輸送機用全機精強度試験装置	4,169,550,000	平成15年11月20日	エムシーエスジャパ株式会社	この契約の締結には、販売権を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
内閣府	防衛庁契約本部	T7000-401C2E ソフト	4,165,980,000	平成16年3月31日	石川島播磨重工業株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額(円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
88	内閣府	防衛庁契約本部 機雷探知機TYPE-2 093-2	4,147,500,000	平成16年3月31日	株式会社日立製作所	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
89	内閣府	防衛庁契約本部 韓国通信システム	4,136,475,000	平成16年3月31日	日本電気株式会社	特別な技術、設備、品質保証能力等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
90	国土交通省	大阪航空局 移転補償事務等委託契約 (平成15年度現年分)	4,089,975,846	平成15年4月1日	空港周辺整備機構	法律に基づき空港の周辺環境対策事業を遂行するために設立された法人であり、国に代わって事業を遂行することのできる唯一の者であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
91	内閣府	防衛庁契約本部 軽装甲機動車	4,047,739,500	平成16年3月29日	株式会社小松製作所	特別な技術、設備、品質保証能力等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
92	国土交通省	中部地方整備局 平成15年度361号機 兵衛トントムイソ工事	4,032,000,000	平成15年9月17日	鹿島建設株式会社、 清水建設株式会社、 住友建設株式会社	地山の特性により、一貫した施工が技術的に必要であり、施工可能な業者が他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
93	内閣府	防衛庁契約本部 U-125A救難捜索機	4,029,489,800	平成16年3月22日	業松株式会社	この契約の締結には、販売権を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
94	内閣府	防衛庁契約本部 MCH-101型航空機	3,969,525,000	平成16年3月16日	川崎重工株式会社	この契約の締結には、外国企業との間で結ぶ技術援助契約を必要とするが、当該要件を満たす者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
95	内閣府	防衛庁契約本部 93式空対艦誘導弾 (B)	3,945,747,750	平成16年3月31日	三菱重工株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
96	内閣官房	内閣衛星情報セン ター	3,878,695,800	平成15年4月1日	新日鉄ソリューションズ株式会社	当該契約は、計算機の機能・性能を維持する必要から当該計算機の不具合対応、処置対応を熟知している業者と契約する必要があり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

府省等	発注した部局	発注内容	契約金額 (円)	発注時期	契約業者	随意契約とした理由	妥当性
97	内閣府 防衛庁契約本部	Ｔ－４航空機機体定期修理等	3,760,890,000	平成15年12月5日	川崎重工業株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
98	内閣府 防衛庁契約本部	F-4EJ/R F-4E航空機機体定期修理等	3,730,642,650	平成15年12月5日	三菱重工業株式会社	技術及び生産設備を有し、かつ、関係法令の許認可等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
99	内閣府 防衛庁契約本部	31/2トラック	3,707,249,700	平成16年2月23日	いすゞ自動車株式会社	特別な技術、設備、品質保証能力等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当
100	内閣府 防衛庁契約本部	次期固定翼哨戒機及び次期輸送機(その三)推進系統地上シミュレーション試験体	3,640,350,000	平成16年3月31日	石川島播磨重工業株式会社	特別な技術、設備、品質保証能力等を有する者が1社であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	妥当

別表第四

府 省 等	外 局 等	随意契約の件数
会計検査院		140
内閣官房		734
内閣法制局		34
人事院		130
内閣府	計	59,371
	内閣府（下記以外の機関）	1,734
	宮内庁	197
	公正取引委員会	89
	警察庁	2,373
	防衛庁 計	54,786
	本庁	52,318
	防衛施設庁	2,468
	金融庁	192
	総務省	計
総務省（下記以外の機関）		1,847
公害等調整委員会		14
消防庁		153
法務省	計	14,939
	法務省（下記以外の機関）	14,863
	公安調査庁	76
外務省		4,118
財務省	計	10,288
	財務省（下記以外の機関）	4,632
	国税庁	5,656
文部科学省	計	2,656
	文部科学省（下記以外の機関）	1,675
	文化庁	981
厚生労働省	計	24,008
	厚生労働省（下記以外の機関）	10,087
	中央労働委員会	75
	社会保険庁	13,846
農林水産省	計	15,156
	農林水産省（下記以外の機関）	10,161
	林野庁	4,699
	水産庁	296
経済産業省	計	2,870
	経済産業省（下記以外の機関）	1,679
	資源エネルギー庁	701
	特許庁	346
	中小企業庁	144
国土交通省	計	31,118
	国土交通省（下記以外の機関）	26,706
	気象庁	1,151
	海上保安庁	3,256
	海難審判庁	5
環境省		1,973
合 計		169,549

- (注1) この表に掲げた府省等のうち外局が設置されているものについての外局に係る件数は、随意契約がある外局に係るもののみ掲記している。
- (注2) この表に掲げた随意契約の件数は、随意契約に関する質問主意書（平成16年6月11日質問第167号）が提出された時点における国の機関に係る平成15年度中の計数を計上している。
- (注3) 平成15年度中の食糧庁における契約件数は農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第70号）の施行に伴い食糧庁が廃止されたため、農林水産省（下記以外の機関）に計上している。